

info
08

11月30日(いい看取り・看取られ)は人生会議の日です 「人生会議(ACP: ④アドバンス ⑤ケア ⑥プランニング)」を知っていますか？



人生会議とは、もしものときのために、自分が望む医療やケアについて前もって考え、家族などと繰り返し話し合い共有する取り組みのことです。

人生会議は決して暗い話題ではなく、自分の人生を見つめ直すきっかけとなったり、家族の絆を深める良い機会になります。強制されるものではなく、本人の主体的な判断ですめることが最も大切です。

これからの人生を、自分らしく生きるために、あなたの考えや思いを大切な方と話し合ってみませんか。

人生会議の関連情報はこちら



厚生労働省
ホームページ



芸能人の人生会議
インタビュー・座談会動画



人生会議のきっかけに「未来ノート」を活用しましょう

市では、自分を見つめ、今をよりよく自分らしく生きるためのお手伝いとして「未来ノート」を作成しています。

自分の思いや希望を書いて残すことができ、心のどこかで思っている「終活」への思いを自然に見える化できるノートです。

思い立った時に自分の思いを少しずつ書いてみませんか。

「未来ノート」に興味のある方・使ってみたい方はお気軽に下記に問い合わせください。

問 湯沢市地域包括支援センター (☎78-2311)

info
09

交通事故などによるケガの治療で 国民健康保険を使うときは届け出が必要です

市の国民健康保険(以下、「国保」)に加入されている方が交通事故や暴力行為など、第三者(加害者)からの行為によるケガの治療に国保を使う場合は、法律により市への届け出が義務付けられています。

このときの医療費は、被害者に過失がない限り、原則、加害者が全額負担するため、国保を使って治療した場合は、医療費のうち国保負担分(7割~8割)を一時的に市が立て替え払いし、後日、加害者に請求します。この費用を請求するため、「第三者行為による傷病届」などの書類が必要になりますので、必ず届け出をしてください。すぐに届け出ができないときは、電話などで状況をお知らせください。



対象となる事例

▷交通事故でケガをした(同乗や自損事故含む)

※自損事故は第三者の行為ではありませんが、国保を使う場合には届け出が必要です。

▷自転車に衝突されケガをした

▷他人の飼い犬に咬まれてケガをした

▷他人の不法行為(暴力など)でケガをした

示談は国民健康保険担当窓口相談してから

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなる場合があります。示談の前に必ず下記窓口にご相談ください。

問 市民課国保年金班 (☎55-8164)